

直轄工事における更なる社会保険等未加入対策

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正】

平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事のうち、下請契約を締結する全ての工事において元請業者による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化（改正法第15条関係）

・ 法施行を踏まえ、以下の2つの対策を実施

①建設業担当部局への通報の対象範囲の拡大

現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

今後の対策

下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日以降に契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

②元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲の拡大(試行)

現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止

今後の対策

本年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請金額の総額が3,000万円未満のもの(※)も、左記の措置の拡大を試行

※建築一式工事については、総額4,500万円